

「既存県有施設省エネ化可能性調査業務」の質問に対する回答

No.	内容	回答	
1	募集要領	提出する「様式第2号：参加申込書」「様式第3号：企画提案宣誓書」には押印は不要でしょうか。	不要です。
2	募集要領	募集要領に記載の評価基準(実績および実施体制)についてお伺いいたします。 本業務では、実態に即した精緻なエネルギーシミュレーション(標準入力法等)およびLCC算出を行うにあたり、該当分野に専門的な知見を有する事業者を「協力事業者」として実施体制に組み込むことを想定しております。 この際、共同提案者ではなく「協力事業者」として体制図に位置付けた場合、当該協力事業者が過去に他自治体等で実施した類似業務(公共施設における省エネ手法の策定やLCC算出等の実績)は、企画提案書の評価項目における「業務実績」として評価(加点)の対象に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、提案者及び共同提案者の実績と協力事業者の実績は区別してわかるように提案書に記載してください。
3	募集要領	募集要領の評価基準において、実施体制の評価項目として保有資格(例：一級建築士、建築設備士等)に関する記載がありますが、これらの資格については、資格証明書(写し等)を企画提案書提出時に添付する必要があるでしょうか。	企画提案書中に資格種類・登録番号・取得年月日を記載するなどしてください。資格証明書(写し等)の提出までは求めません。
4	募集要領	募集要領において提出書類の部数や形式(A4判等)は示されておりますが、書面提出時の製本方法(例：ファイル綴じ、ホチキス止め、クリップ止め等)について指定がございましたらご教示ください。	特に指定はありません。
5	仕様書	仕様書/3(2)③において、「本調査は--」として10/16までの業務が示されていますが、この「本調査」とは何を示すのでしょうか。「調査」ということですので、(1)現状調査--の①～④を示すと考えてよいでしょうか。	(1)及び(2)を示します。
6	仕様書	仕様書/別紙1「施設及び対象設備の概要等」において、No.1 産業技術センター対象設備機器の概要等 ①には「研究棟」「実験棟」の個別空調機の記載がありますが、管理棟の記載がありません。独自提案を除き、管理棟の空調機更新は現時点では対象外というお考えでしょうか。 また、面積に記載の「約9,000㎡」は研究棟・実験棟の2棟合計でしょうか。もしくは管理棟も含んでいるのでしょうか。また、棟ごとの規模もご提示ください。	管理棟の空調機更新については、お見込みのとおりです。 面積は研究棟・実験棟の2棟合計の概算値で、棟毎の規模は以下のとおりです。 研究棟 約6,000㎡ 実験棟・渡り廊下約4,800㎡ 管理棟 約4,000㎡
7	仕様書	仕様書/別紙1「施設及び対象設備の概要等」において、「対象設備の改修の有無」の記載がありますが、これは「今回改修対象がある」ということでしょうか、もしくは「今回改修対象を想定している機器が、(竣工時から)改修を行ったことがある」ということでしょうか。	「今回改修対象と想定している機器が、全てではありませんが(竣工時から)改修を行ったことがある」ということです。
8	仕様書	仕様書/別紙1「施設及び対象設備の概要等」において、No.1産業技術センターの※1つめに「AHUが付帯している空調が4か所程度有」の記載がありますが、これは図面があるのででしょうか。(※2つめの「図面のない空調が2か所程度あり」に含まれていないということでしょうか。) 「図面の空調が2か所程度有」については、設置場所はわかるということでしょうか。(現調時に「これです」と案内いただけるかどうかの確認)	AHUは図面があります。 図面のない空調について、設置場所はわかるため、現地調査で確認願います。
9	仕様書	仕様書/添付図面において、黄色マーカー機器が別紙1「施設及び対象設備の概要等」において「対象機器の概要」欄の①～④、赤書きコメント付き機器が「H22改修で更新された機器」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書	どちらの建物も現地調査に数回伺う必要があると思いますが「平日・日中」で調査可能と考えてよろしいでしょうか。また、屋上・機械室・電気室等の立入も可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
11	仕様書	発注者様との打ち合わせは原則、県庁本庁舎もしくはその近傍で行うと考えてよろしいでしょうか。(現地調査時に現地にて行うものを除き)	お見込みのとおりです。
12	仕様書	現地調査の実施に先立ち、各施設における主要機器の納入メーカー一覧表をご提示いただくことは可能でしょうか。(空調・中央監視・照明等)	現地調査にて確認をお願いします。
13	仕様書	現地調査に際し、守秘義務に係る資料等の閲覧に制限がないものとしてよろしいでしょうか。 具体的には、中央監視装置の画面、更新・更生に関する分電盤結線図等、その他内部資料について、閲覧不可または貸与不可は無いと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。別紙1に記載の対象設備機器に係る分の資料については、閲覧不可、貸与不可はありません。
14	仕様書	図面・資料の最新版の扱いについて 仕様書に添付された図面および資料が最新版であると考えてよろしいでしょうか。過去改修分を含め、より新しい図面や資料が存在する場合は、現地調査に先立って入手可能でしょうか。 (特に空調に関連した電気設備図面(単線結線図・盤面図等)は「図面との整合確認」ではなく「現地での確認・記録からのスタート」の場合、かかる手間が大幅に増えるため)	産業技術総合センターについては、仕様書添付以降のR7年度に実施した工事等があります。契約後、要望に応じて現地調査に先立って提供可能です。
15	仕様書	設備機器の更新履歴について 過去に更新・改修が行われた設備がある場合、その概要(年次・対象機器・内容)資料をいただくことは可能でしょうか。	現地調査にて確認をお願いします。
16	仕様書	写真撮影の可否について 現地調査時の設備機器および室内の写真撮影について、撮影不可の箇所があるでしょうか。ご教示願います。(すべて写真を使わずメモで記録する場合には時間・人数がかかるため。)	施設職員の同行・許可の上、撮影可能です。
17	仕様書	省エネ計算について モデル建物法による省エネ計算シート作成にあたり、改修対象とする設備以外の資料(建築外皮断熱仕様、換気・照明・給湯・エレベーターの仕様)については、図面または更新機器の情報をご提供いただけるということでしょうか。	お見込みのとおりです。

18	仕様書	仕様書(案)において、「モデル建物法によるエネルギー消費性能関係計算」を行う旨の記載があります。モデル建物法は省エネ基準の適合性を簡便に行う有効なツールですが、対象施設ではなく用途ごとに定められたモデル建物に主たる建材や設備の仕様のみを入力して判定する方法のため、対象施設の一次エネルギー消費量(MJ/m ² 年)を算出できない、熱源機器以外の様々な空調設備の改修案を評価できないなどの弱点があります。したがって、モデル建物法ではなく、精緻かつ詳細な検討が可能で対象施設の一次エネルギー消費量を算出できる標準入力法を用いた計算を行うことは認められます。また、標準入力法による計算が認められる場合において、モデル建物法による計算は省略可能かについても併せてご教示ください。	標準入力法による計算も認められます。調査手法について他施設への展開も検討していることから、その場合のモデル建物法の省略については、協議といたします。
19	仕様書	本業務は空調設備改修に係る調査を主目的としていると理解しておりますが、仕様書(案)における「独自提案」の位置づけを踏まえ、対象施設において空調設備以外の省エネルギー改修(例:照明設備の更新、外皮改修等)についても、独自提案として提案することは認められますか。	独自提案での提案は可能です。
20	仕様書	仕様書(案)の「施設及び対象設備の概要等」において、産業技術総合センターの面積として約9,000㎡と記載されていますが、当該面積は研究棟を指しているものと推察しております。また、対象施設には研究棟・実験棟のほか、管理棟も含まれているものと推察しております。これらの建物(研究棟・実験棟・管理棟)は、建築基準法上「一の建築物」に該当するとの認識でよろしいでしょうか。なお、「一の建築物」に該当する場合、エネルギー消費性能の算出にあたっては、これら全ての建物を対象として評価を行う必要があると認識しております。	面積は研究棟・実験棟の合計であり、棟毎の規模については、No.6のとおりです。建物(研究棟・実験棟・管理棟)の、建築基準法上の扱いについては、現地調査で確認の上、どのような省エネ化・エネルギー消費性能の算出が可能か提案願います。
21	仕様書	本業務の履行期限は令和8年12月25日とされている一方で、仕様書(案)において「本調査は、令和8年10月16日までに実施し、調査結果について発注者に報告すること」と記載されています。当該記載より、10月16日が実質的な業務完了(主要業務の完了)時期であると理解しておりますが、10月16日以降に実施することが想定される業務(実施しても差し支えない業務)がございましたら、具体的な内容についてご教示ください。	最終的な成果品の調製及び独自提案に関する業務を想定しています。
22	仕様書	(既存資料の提供範囲について) 本業務の実施にあたり、既存設備図書、過去の改修・更新履歴、エネルギー使用実績(電力・ガス等)などの資料について、発注者より貸与または提供いただける範囲および形式(電子データ/紙等)をご教示ください。特に、エネルギー消費実績については、提供可能な期間および集計単位(月次・年次等)をご教示ください。	既存設備図書については、現地調査において確認いただく想定です。電子データがあるものは提供可能ですが、建築当初の設備図書については、電子データがないため、紙での閲覧または貸与となります。エネルギー使用実績については、提供可能ですが、期間や集計単位については協議とします。
23	仕様書	(現地調査時の立入条件について) 現地確認およびヒアリングの実施にあたり、研究室・実験室等で立入制限や時間帯の制約が想定される区域がございましたら、あらかじめご教示ください。	一部立入制限のある区域がありますので、現地調査の段階でお知らせします。すべての予定をお伝えすることはできず、研究や実験が行われている中での調査となることはご理解ください。
24	仕様書	(脱炭素化推進事業債の適用要件について) 脱炭素化推進事業債の適用要件について、本業務において参照すべき最新の基準・資料等がございましたらご教示ください。また、発注者として特に重視される判断項目や考え方がございましたら併せてご教示ください。	令和8年度地方債同意等基準運用要綱(令和8年4月1日)及びその関連資料を参照してください。目的に記載のとおりです。
25	仕様書	(要件未充足時の検討範囲について) 脱炭素化推進事業債の要件を満たさない結果となった場合、代替案として検討すべき内容(設備仕様の変更、段階的整備案の提示等)について、想定されている整理範囲がございましたらご教示ください。	そのような結果が出た場合に協議とさせていただきます。
26	仕様書	(将来の実施設計・工事との関係について) 本業務は、令和9年度以降の実施設計および令和10年度以降の工事を見据えた検討と理解しておりますが、現時点で想定されている更新時期や優先順位、予算規模等の前提条件がございましたらご教示ください。	仕様書3(1)②及び仕様書別紙1のとおりです。予算規模についての前提条件はありません。
27	仕様書	(成果物の活用想定について) 本業務の成果物について、予算要求、庁内説明、議会説明等、主な活用目的や想定利用場面がございましたらご教示ください。また、成果物の様式や記載粒度について、参考となる過去事例等がございましたらご教示ください。	予算要求や、庁内説明の基礎資料として活用することを想定していますが、その他の利用の可能性もあります。契約後、県で実施したZEB化可能性調査について参考提供することは可能です。
28	仕様書	(独自提案の位置づけについて) 独自提案に関して、技術的な高度性と実務での汎用性・使いやすさのいずれをより重視されているか、発注者のお考えがございましたらご教示ください。	独自提案においては、技術的な高度性と実務での汎用性・使いやすさの双方が重要であると考えております。個別に優先度を設けるものではなく、本業務の目的に照らし、提案内容のバランスや実現可能性、期待される効果等を踏まえて総合的に評価いたします。